

令和7年11月休会中（11月18日） 教育公安委員会 会議の概要

書記 山崎友寛 録

招集年月日時 令和7年11月18日(火曜日)
午後1時15分
招集場所 議事堂 教育公安委員会室

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 教育委員会関係の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	瓜生	望
副委員長	高橋	健
委員	鶴田	有司
委員	高橋	武浩
委員	島田	薫
委員	渡部	英治
委員	小原	正晃

書記

議会事務局議事調査課	山崎	友寛
議会事務局議事調査課	小田嶋	研斗
教育庁総務課	山崎	裕介
警察本部警務部総務課	雪松	亮

会議の概要

午後1時13分 開議

出席委員

委員長	瓜生	望
副委員長	高橋	健
委員	鶴田	有司
委員	高橋	武浩
委員	島田	薫
委員	渡部	英治
委員	小原	正晃

説明者

教育長	安田	浩幸
教育次長	鈴木	雄輝
教育次長	久慈	隆正
総務課長	高橋	公康
高校教育課長	古屋	桃香

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

会議録署名員には、鶴田有司委員、渡部英治委員を指名します。

本日は、教育委員会関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長

このたび、高等学校に勤務する男性教諭が、複数の生徒に対し、体罰を行いましたことから、当該教諭を11月7日付で懲戒免職処分といたしました。被害にあわれた生徒と、その保護者はもとより、全ての県民のみなさまに対し、衷心より深くお詫び申し上げます。

また、報道にもありましたとおり、県南部の男性中学校教諭が逮捕、起訴される事案が発生しました。本事案の詳細については調査中でありますので、後日、今後あらためて、ご報告の機会を設けたいと考えております。

不祥事の防止については、これまでも、管理職への指導や校内での研修の実施とともに、私自らも校長会議等で不祥事の根絶を指示してまいりました。しかしながら、再びこうした事案が発生したことは、学校の問題だけでなく、県教育委員会としても、その責任を重く受け止めております。

今後は、失われた信頼を回復すべく、全ての職員が教育公務員としての強い自覚と責任感を持つよう、私自身が先頭に立ち、指導を徹底してまいります。

このたびは誠に、申し訳ありませんでした。

高校教育課長

【提出資料「教職員の懲戒処分について」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。何かございませんか。

高橋健委員

2、3点お聞きしたいことがあります。まず1点目ですが、この被害者生徒の現在の対応、退学になっていないというお話ですが、現状を教えてください。

高校教育課長

まず、バレーボール部員には、聞き取りを行った後に、カウンセラーによる緊急のカウンセリングを行い、心のケアに努めていたところですが、また、学校に現時点でも通えていない生徒には、オンラインでの授業配信や、学校からきめ細やかに連絡をする等の対応をしております。

高橋健委員

オンライン、連絡等で対応しているということですが、この生徒の、今の心の状態は大丈夫ですか。

高校教育課長

個人が特定される形になってしまうとあれですが、カウンセリングについては少し継続的な対応が必要と聞いているため、学校にあらためてカウンセラーの時間の増の対応を今、取っており、少し長い目でケアをしていかないといけないと思っています。

高橋健委員

では、その生徒の保護者と意見等のやり取りはありましたか。

高校教育課長

保護者には、今回、事案が発生した後、まずバレーボール部員の保護者会を開催し、当該教諭本人からも謝罪をしております。また、学校全体の保護者への説明会も行い、こちらでは校長から謝罪の機会を設定しました。

高橋健委員

全体の話は分かりましたが、当事者となった生徒さんの保護者——私も親であり、この保護者のお気持ち考えると非常に心が痛みますが、そういった対応、ケアはされていますか。

高校教育課長

今回、被害に直接遭われた生徒の保護者については、学校がまず丁寧に話を聞くことを徹底して行っております。

高橋健委員

この当該教諭ですが、以前にも体罰のような案件があったと私は記憶しておりますが、その後、今回に至るまで、何らかの対応はあったのですか。そのままだったのですか。

高校教育課長

当該教諭については、平成28年12月に一度、体罰や暴言に対する指導的措置を行ってまいりました。こちらは書面での指導を行っていたものです。

その後、本人には、その年々の校長が、面談等の機会で体罰の禁止について、強く働きかけるとともに、高体連や日本スポーツ協会等の研修の受講により、体罰の禁止については働きかけをしてまいりました。

高橋健委員

話を聞くと、平成28年から書面でということですが、なかなかこれでは抑止力はなかったため、この結果に繋がっていると思っておりますが、過去に遡って、例えば10年——10年は長いですか、5年ぐらいでも遡って、このバレー部に関して、この案件と思わしき案件と、退学者は把握されていますか。

高校教育課長

まず、「この案件と思わしき案件」というと、他に類似の事案がなかったかと承知しましたが、平成28年度以降で、令和元年、令和3年、令和5年度に、関係者と思われる方から県教育委員会に、教諭

からの体罰がある旨の相談や、日本バレーボール協会を経由した情報提供がありました。いずれの年度も、情報を把握した時点で県教委にも情報共有がなされ、こちらからも指示を出し、その当時の部員全員と、当該教諭への聞き取り調査を行っております。令和元年、令和3年度は、学校での聞き取りの結果、いずれも体罰の事実は確認されませんでした。また、令和5年度は日本バレーボール協会が入り、聞き取りを行った結果、こちらでも体罰の事実は確認されませんでした。

また、これまでに退部している生徒ですが、令和5年度以降で4名の退部者が出ていると承知しています。

高橋健委員

ということは、これまで、バレー部において暴力を受けての退部者は4名で、退学者はいなかったのですか。

高校教育課長

答弁が不足しており失礼いたしました。バレーボール部員で、直近10年で退学、または転学した生徒は9名と把握しておりますが、そのいずれも、人間関係や経済面の理由として、こちらでは把握しております。

高橋健委員

正直に言うと、現場任せだとすごく感じます。

例えばですが、当該教諭がバレーボールで監督をずっとなされていますよね。新任の校長先生は、学校運営に関しては途中参加になるわけです。その中で、これまでずっと結果を出してきている指導者として、「新しく来てもらった校長先生には私のやり方を理解していただくしかない」ということがあれば——これは例えばの話ですが、それであれば、校長先生も指導できる状況にはないと、普通は考えると思いますが、そこに県の教育庁、教育委員会としてアプローチできていなかったというのは、非常に大きいと感じますが、どう思われますか。

高校教育課長

今回の事案で、校長が何も言えない状況にあったかという点、聞き取りでは、そのような形ではないと聞いております。今回、校長からも聞き取りを行っていますが、一対一の面談等で、体罰の禁止については、かなり強い指導をしていたと聞いております。

ただ、それで十分だったのかと言われれば、ご指摘のとおり、その部分についてももう少し——おっしゃるとおり、校長が年度によって変わることはあるため、その校長に県教委として、もう少し強い働きかけが必要だったのではないかについては、ご指摘のとおりと思います。

高橋健委員

この案件、私、非常に憤りというか、すごく思いがあり、この一件を、10月7日に新聞報道で知りました。これは教育公安委員会の県内視察2日目の朝でした。新聞報道を見て知ったのです。これは明らかにどういうことかと思いました。

新聞報道に出る前に、我々委員に、一言報告をいただきましたかった思いも少しありますし、この一連の流れですが、その後の処分が11月7日に決まり、記者会見もありましたが、そのときも教育長は御不在でした、何か理由があったと思いますが。そういった中で、なんとなく議会軽視ではないかとすごく感じてしまいます。お話をすると、「はっきりとした処分が決まってないから」、「個人のことなのであまり言えない部分もかなりある」と、多分返ってくると思いますが、そうではないと思います。「こういう案件があるため今、調査中です」とか、「今、こういう対応をしている途中です」と、是非、我々教育公安委員会にはお話をさせていただきたいです。

県の教育行政をつかさどる皆さんと両輪となって、秋田県の教育のために我々も頑張っていきたいのです。今の状況だと、ないがしろにされている感じがします。よって、きっちりとその辺、教育長のお話を聞きたいと思います。

教育長

今回の件は、発覚して新聞に出るまで、本当にかなり短い時間だったため、多分、事前には情報として出していると思いますが、ほとんど同じタイミングだったのではないかと認識しております。

様々な事案がありますが、当然、個人情報や警察の取調べが絡む、いろいろな場面があり、必ずしも全ての情報を我々がつかめない部分もたくさんありますし、つかんだ部分に関して、ある時期までは、なかなか申し上げられないことも、たくさんあります。それ以外のものであれば、かなり御相談しながら行っているつもりですので、そこは御理解いただき、我々も今の御意見を真摯に受け止めて、一緒に教育を前に進めていければと思います。様々な事情があることは、御理解いただければと思います。

渡部英治委員

今の高橋副委員長の質問と大体同じ観点から何点か質問します。

まず冒頭、教育長が「今回の事案は単なる学校の問題ではない」、「教育委員会全体の責任を重く感じている」と、私はまさにそこだと思っています。いろんな経緯があって、今回の事案が明るみに出る前の過去10年間、端的に言うと、「教育委員会は何をしているのか」という声は、おそらく県民から出ているのではないかと、まず一点申し上げます。

先ほど、高校教育課長から、過去にいろんな事案があって、把握をしながら書面で指導したとのこと

ですが、その間、校長も変わっています。ただ、当該教諭はその間、ずっと生徒を指導しているわけです。生徒を指導している中で、やっぱりいろんな問題があって、これからどうするかという、その10年間、雄物川高校のバレー部で指導してきている。この部分はやっぱり常に注意を払って、学校も、教育委員会も、そういった部分はきっちりと対応するべきではなかったかと思いますが、その点はどうですか。

高校教育課長

ご指摘の点、複数回にわたる情報提供があったことは事実でした。その時に、もちろん聞き取り等の指示も出して、こちらも確認をしておりましたが、管理職への継続的な働きかけや強い指導、それから部活動を重点的に巡視すること、また具体的には、生徒に管理職が直接話を聞く等の対策が十分でなかったことは、本当にご指摘のとおりで申し訳ないと思います。

教育長

今回、学校で起きたことではありますが、やはり監視も含めて、教育委員会の責任は重いと私は思っております。

平成28年に一度指導があって、私もその後に教育長になっていますが、目立つ学校、部活ですので、ずっと注意して見てきていました。ただ、先ほど話がありましたように、バレーボール協会が調査した時点でも確認できなかったため、しっかり行っているという思いは、その時はありました。しかし、その後また、このような事案になってしまい、それを防げなかったことは、本当に私としても悔しいですし、なぜ今の時代でこういう指導しているのかと、本当に耳を疑う状況でした。

実際、被害に遭った子もいますし、そういう意味では、我々教育委員会としては、しっかり対応して、委員会として反省しながら、この後こういうことを出さないように取り組んでいかなければならないと、改めて思っております。

渡部英治委員

教育長も言いましたが、私自身も非常に残念な事案です。まだ体罰、暴力があるのかと。こんな形で次から次に出てくるのは非常に残念です。

今回の処分の内容ですが、当該教諭は懲戒免職、校長先生は戒告です。この懲戒免職は、報道でもありますが、体罰等では、全国では今まで2例で、今回で3例目、県内では初めてとなります。念のために確認しますが、過去の全国での2例は、どのような内容で懲戒免職になっているか、把握していますか。

高校教育課長

全国での2例の懲戒免職ですが、いずれも兵庫県

での事案と承知しています。

一つは、中学校の部活動の顧問が、複数回にわたる体罰により、2人の生徒に背骨を折るなどの重傷を負わせた事案であると承知しています。こちらの事案は、複数年にわたって懲戒処分を受けていたにも関わらず、改善が見られず、また、生徒に大怪我を負わせたことで懲戒免職になったものと承知しています。

また、同じく兵庫県での一件は、小学校の案件と承知しておりますが、こちらも複数年にわたって生徒の腕をつかんで引っ張る、複数の暴言を繰り返し生徒に放つなど、複数年に渡り、複数回、複数の生徒にわたって、体罰や暴言を繰り返したことによる懲戒免職と承知しています。

渡部英治委員

過去の2例は分かりました。これも新聞報道ですが、この処分は、事務方と、教育長を先頭にした教育委員会の会議で、当初の方針が違った——軽い、重いという判断をして、結果的には懲戒免職となっておりますが、例えば重傷や怪我、複数回など、そこに至る決め手があると思いますが、これはどうなっていますか。

高校教育課長

今回の処分ですが、県教育委員会で定めている「懲戒処分の基準について」という基準があり、こちらを元に検討しているものです。こちらでの体罰の処分例では、児童生徒に障害を負わせた場合は停職、減給または戒告となっておりますが、この処分の量定はあくまでも標準的なもので、事案によっては量定を加重、または軽減することがあると、基準上となっております。

今回、生徒が怪我を負っているため、停職、減給または戒告がベースになって検討をスタートするのですが、当該教諭が一度訓告を受けているにも関わらず、行動や考え方に変容が見られなかったこと、またその結果、長期にわたって多数の生徒に体罰、暴言を行ったこと、見えないところで行為を行っていた悪質性、現時点で登校できていない生徒が複数いる重大性に鑑みて決定したものです。

渡部英治委員

なぜ、今の経緯や免職の部分を知っているかというところ、冒頭、教育長が言った、教育委員会、学校現場としてのいろいろな責任の感じ方があると思いますが、この雄物川バレー部は全国に名を馳せる栄光の道をたどってきています。したがって、生徒はもちろん父兄、地域からのいろいろな期待を持っていると思います。そういった部分に応えようという誤った認識が監督にあったと思いますが、私が危惧するのは、この10年近くの間と同じ部署にいて、いろいろな部分があって、今の校長が引き継ぎの時に

「いろいろ問題があるので」との引き継ぎもしているようです。これは中身まで分かりません。

つまり、いろいろな状況が分かっているが——表現は良くないかもしれませんが、見て見ぬ振りをしたのではないかという懸念を持ちました。学校も大事、もちろん生徒が一番大事です。今、不登校になっている状況で、もしかしたら転校の方向にもなるようだと、先ほど高校教育課長も心配していますが、生徒が一番被害を被っていると思います。

歴代の校長も含めてずっとこのままである、この教育委員会の体制に対して、やっぱりきっちり責任を取ることが……。本人の懲戒免職だけで責任が取れると感じているのか、教育長に是非、聞きたいと思っています。

教育長

責任はまず重く受け止めていますし、どういった形で責任を取るかは、またあれですが、まず一番大事なのは、被害生徒、保護者含めて、あるいは周辺の子供含めて、そこをどうケアしていくかが一番大事だろうと思います。もう一つは、部もまだあり、周りの部員もいますし、春高も出ますので、その部自体が駄目というわけでもないため、そこをどう守っていくかがまた一つあると。あわせて、一番大事なのは、同じケースをこれから起こさせないことです。そこに我々、かなり重い責任を持って取り組んでいかなければならないだろうと思っています。

不祥事にはいろんなパターンがありますが、個人の不祥事というよりは、これは学校で起きたという非常に大きく重い部分があり、見逃した——わざと見逃したことはないですが、見つけられなかったことや、先ほど課長が言ったように、子供が声を上げられなかったのは、やっぱり大きい部分だと思っています。そこに関して、どのような環境を作っていくかは、我々にも大きな責任があるため、そこはこれから、いろいろな知恵を出して、他の学校も含めて考えていきたいと思っています。

小原正晃委員

最初にルールの確認です。このような体罰を禁止する法律や、スポーツ庁の指導のガイドライン、県の条例などはどうなっていますか。

高校教育課長

体罰については、学校教育法で明示的に禁止の規定があり、教育行政は学校教育法の下に行われるため、全てそのルール内にあるかと思っています。

小原正晃委員

児童福祉法、虐待防止法なども関わってくると思いますが、これは関わると思っているのですか。体罰を禁止する法律は、学校教育法の第11条と児童福祉法も入るのではないかという話ですが。

高校教育課長

全く関係がないわけではないと思いますが、あくまで学校教育は、学校教育法を始めとする法体系でルールが定められているものと承知しています。

小原正晃委員

質問を変えますが、多分、児童福祉法、児童虐待防止法に該当するとなれば、刑事罰の対象にもなり得ると思います。今回の事例は刑事事件にならないのか、学校側として、そういうところに適切な処置を取る方法はあるのか、ないのか。学校だけで、免職だからオッケーということですか。

高校教育課長

刑事事件かどうかを我々が判断するわけではありませんが、被害者から警察にも相談があると言っている状態と承知していますし、我々も顧問弁護士と相談をしております。

小原正晃委員

過去の暴力事件の放置について教えてもらいたいのですが、これ、生徒から訴えがあって、先ほど「子供が声を上げられなかった、聞き取れなかった」という話は聞きましたが、県として、いつ把握したのか——訴えがあって、聞き取りしたけど先ほどは確認されなかったという話が、一回ありましたよね。だけど今回、いろいろ聞き取りをしたら、確認が取れたということがあって、そこの時差というか、最初に生徒から聞いたのはいつで、次に聞いたの——暴力被害を受けたという事実があったことには、どのくらいの時差があるのですか。

高校教育課長

基本的に過去に声が上がったものは、上がってからその年度のうちに必ず聞き取りをしており、その中で体罰行為の有無について確認をしております。したがって、先ほど申し上げた令和元年、3年、5年は、その年度ごとに声があって、我々に入ってきたところですぐ指示を出して、確認、聞き取りをしたものです。

今回の事例は、我々に第一報として入ってきたのが9月末で、そこから学校に、全員への聞き取りの指示を出し、聞き取りを行って調査を進めてきたところです。

小原正晃委員

学校の調査の関係について教えてください。学校で作成した調査報告書、県教委は公表する、しない、どちらですか。

高校教育課長

個人が特定される可能性も大きく、また、もともと公開を前提にしているものではないため、非公表と考えております。

小原正晃委員

生徒の個人情報に配慮することは全くもって当然としても、暴力事案に関する内容、件数、時期、再

発防止といった、個人情報に抵触しない事項まで一切公表しない理由はないのではないかと思います、何か法的根拠はありますか。県で作ったルールですか。

高校教育課長

件数等々、その個人情報に抵触しない部分は、これまでも公表と言いますか、お話しはさせていただいてきたかと思いますが。あくまで非公表となるのは、その発言、例えば発言録のようなものを見た時に、それを見たことで個人が特定される懸念があるものは非公表としております。

小原正晃委員

次、指導監督体制です。今回の事案、バレー部単独で体育館を使っていて、他の教員の目が届かない環境だったのですよね。この監督が一人で使っている、専横というか、そういったことを許す構造は、県教育委員会は把握していたのか、もし把握していたのであれば、なぜは正措置をとらなかったのか、ここはどう考えられますか。

高校教育課長

おっしゃるとおり、確かに当該学校の体育館、バレーボール部しか使っていない状態になっていたところはあるかと思いますが、教頭及び校長も校内巡視の形で、部活動の巡視といいますか、体育館には足を運んでいたと聞いており、必ずしも当該教諭だけが常にいる状態ではなかったと思っております。

小原正晃委員

でも結果的に、ほとんど声が上げられなくて、一人の監督が行ったことも、聞き取り調査しても何年も誰も言えないというか、あったが言えなかった状況を作っていたとすれば、やっぱり他の目が入っていなかったと思わざるを得ないと思います。だから、こういうことが起こったのだろと思うため、ここは多分指導の徹底や再確認が必要なところだと思えます。この問題も次の再発防止に向けて、しっかり取り組むべき課題であると認識してもらいたいと思います。

再発防止をもう少し十分に行ってもらいたいと思いますが、独自調査というか、学校の調査は行ったという話ですが、こういう重大な体罰事案において、県として、学校だけに行わせるというか、臨時の実地調査や聞き取りは実施しなかったのですか。学校だけに任せてできると思ったということですか。

高校教育課長

今のご質問は、今回の事案をこちらが把握した後の聞き取りに関するものでよろしいですか。

まず、生徒本人への聞き取りは基本的に学校で行う形を取っています。よって、今回も基本的には、校長や教頭から生徒へ直接の聞き取りを行っております。一方で、校長、教頭、当該教諭については、

県教委で直接——我々が監督責任を持つ職員であるため、教頭、校長、当該教諭については県で聞き取り、事情聴取を行っております。

小原正晃委員

分かりました。まず、今、校長や教頭が聞き取りしたとの話でしたが、しっかり県としても、全体的に把握してもらいたいし、あと、雄物川高校という今回の事例だけでなく、県全体的にこういうことがないかどうか、再発防止のために、県として全体にアンケートや聞き取りなども行った方がいいと思います。他県の例を見れば、千葉県では定期的に行っているし、沖縄県でも行っていますよね。そういった事例もあるようですので、今回の事例を契機に、秋田県でも全体——雄物川高校は今、行っていますが、それ以外のところで、ないかも含めて行ってみたいと思いますが、そこはどうですか。

高校教育課長

今のご指摘ですが、これまでも年に一回、人権アンケートで、先生からハラスメントを受けていないかや、叩かれたり何か嫌なことをされたりしていないか、生徒にアンケートを取っております。これは、生徒が書いて直接管理職に提出するもので、担任や他人の目に触れずに管理職に声が上げられる仕組みとして、年に1回行っており、それで把握できた不適切な指導があるのも事実です。

ただ、今回は、このアンケートでは被害の声が上がってこなかったことも事実で、今後、このアンケートの実施方法を早急に見直し、もう少し声が上げやすい、また、どうしたら子供たちの声が直接届く仕組みになるのか検討していくことを考えております。

小原正晃委員

今の例でいけば、学校内で行えば、結局どこからか漏れて先生や保護者の耳に届いてしまったり、自分が不利益を被ったりするかもしれないから言えなくて、学校の先生に——上司だとしても出せないということではないですか。だとすれば、やっぱり県全体で第三者というか、もう少し身内だけではないところ、手の届かないところまで声が届く仕組みを整えていかなければ、こういう事案は解決しないと思います。だからこそ、バレーボール協会など、他のところに手紙が行ってから、ようやく発覚したわけじゃないですか。だからこそ、あまり狭い中で解決するのではなく、もっと第三者の目を入れる仕組みを他県のように作ってほしい、そこを考えてほしいとお願いしているのですが、そこについて、もう一度答弁いただけますか。

高校教育課長

まさにそういった、第三者を入れるなど、学校ではないところで声を上げられる仕組みのようなもの

を整備することの重要性も、非常に痛感しております。その部分も、もちろん可能性として全く排除することなく、生徒たちが声を上げやすい仕組み、どのような形であれば言えるのかを、生徒や保護者の声も聞きながら検討していくこととしており、引き続きご指導いただければと思います。

小原正晃委員

県教育委員会の責任についてですが、こういった事例、「長く何度も話しているが、指導徹底ができなかった」ということだと思いますが、県教委の責任は、どう捉えて、そこから次、どうしていこうとするのか、教育長からお話いただければと思います。

教育長

過去にもいろんな事案があり、その都度、いろいろな対策を取ってきているつもりですが、またこういう事案が起き、今回のことも、委員の皆さんもご指摘のとおり、かなり重い事案で、特にその被害者生徒がいることが非常に大きいため、今回もそうですが、この後もこういうことがあってはならないと思っています。

体罰や暴言、不適切な発言などに関しては、先ほど高校教育課長が言ったように、定期的に人権アンケート——これは、随分昔に結構あった時に、これはまずいということで行ったのですが、これ、結構抑止力にはなっていますが、今回のように、そこに書かなければ分からない状況であるため、小原委員おっしゃった、第三者的にと言いますか、外部の窓口のようなもの、これ、実はあるのです。そちらにどんどん、県教委でもいいですし、どこでもいいのですが、他に訴えられるところをもっともっと行っていく、声を上げやすくすると言いますか、それは今後も行っていきたいと思っています。

あと、先ほどから言われている、なかなか部に目が行き届きにくいところだったとの話がありますが、そこに関しても、当然校長、教頭は指導しますが、私も学校訪問等をしており、雄物川高校に行った時も放課後であれば必ずバレー部を見に行っていました。選手がどういう感じで行っているか見に行っています。当然そういう時には、まず普通に行っていますが、いろいろな学校、放課後に行けば大体学校を回って部活も見えています。ただ、必ずしも全部の学校へ行ったり、そのような時間帯に行ったりすることもできないので、全部はカバーできませんが、私に限らず、指導主事等も学校訪問していますので、放課後の時間であれば学校を回って、部活の練習の状況も、抜き打ちでもないですが、普通に校長以外の県教委の人間が回ることも必要だろうと思いますし、いろいろなアクションを起こして、不透明さがなくなるというか、もっとオープンな形で行える状況を学校の方で作れるように、我々の方で、もう少し

考えてみたいと思います。

小原正晃委員

不透明さがなくなること、すごく大事だと思います。是非、今後——何回もこういうことがあって、ずっとその度に謝られていると思いますが、謝られてもというか……。被害者の人たちがいて、それを徹底する県教委の役割は非常に大きいと思うため、やっぱりこういう事例がないように、いろんな取り組みを行うべきだと思っていますし、さらに、今、まだバレー部はやっていて、まだ大会、春高もある今の子供たちが不利益を被らないように、しっかりそこは——そのために入ってきてというか、夢をもって行っている子供たちがいるのです。そういったところはしっかりケアしながら進めていただきたいと要望して、まず一旦終わります。

鶴田有司委員

先ほど、子供たちが声を上げやすい環境をうまく作れていなかったと。なかなかこれ、非常に難しいことだと思います。それであっても、そういう環境を現場でしっかり作っていかねばならないと思いますが、あわせて、学校から教育委員会への報告の仕方も考えていかねばならないかと。

どの辺が発端かは、よく把握できていませんが、おそらく県外から来られている子供が多いわけですから、そちらから来ている子供が帰られたこと、そこから始まっているのではないかと思います。これだけの問題を起している先生で、訓告も過去には受けていると言いましたよね。実際にそういうことで、それが度重なっているため、これだけの重い、懲戒免職という——非常に私はかなり重いと、よほどの事と感じていますが、それであればあるほど、表面に出る前に、やはり教育委員会に報告できたのではないかと想像します。そこまで放っておかれるぐらいに、全く分からなかったのかと、逆に疑ってしまいます。

私も実は今回のことで、過去にこれだけのことがあったと初めて知り、すぐ近くの高校ではありますが、そこまで想像しなかったのですが、これだけのものがあったとなると、やはり教育委員会としても注意しておかなければならないと。特に、校長先生——最高の現場の管理監督者が、2年間ほどで変わるわけですから、さらに、こういうことがあったと引き継ぎもされているということですから、やはりその辺は注意しておかなければならない要素ではないかと思います。

そう考えると、現場の声をすくい上げるとともに、現場を管理監督する校長先生から教育委員会への報告のあり方も、もう少し考えていかないと、またこの次に悪い意味での繋がりが出てきてしまったら、大変なことになると思います。その辺も考えていか

なくてはならないかと思いますが、いかがですか。

高校教育課長

今回の事案に限らず、各学校、例えば生徒や教職員の事故も含めて、何かあった時には必ず、早いものであれば1時間以内にこちらに連絡が来るようになっていきます。

基本的に、第一報はとにかく速やかにと、校長には指導しております。今回の事案も、学校が一報を把握してから1時間、2時間以内ぐらいには県教委にも話が入ってきていたため、そういった情報共有は比較的速やかに、かつ、なかなか学校が県教委に言いにくいことがないようにと、こちらとしては思っております。

ただ、それでもなお把握しきれない声といいますか、学校が把握できない声も確かにあるだろうと思いますので、その辺りは学校でも、声を上げやすい仕組みと、キャッチしやすい仕組みを作っていく必要があると思います。

鶴田有司委員

その時の状況は、いろいろやっぱり筋書き通りには行かないわけですから、なかなか難しいところがあるわけですが、この先生、まず今の校長先生が赴任されている辺りでも、認識はそれなりにあったとはもちろん思いますが、教育委員会からある程度の指導も、しっかりしていく必要もあったのではないかと考えますが、その辺の話し合いはしていましたか。

高校教育課長

今回、校長は数年前に教頭としても勤務経験があるため、学校のことはよく分かっていると、こちらでは思っておりました。

おっしゃるとおり、当該教諭が以前、体罰や暴言で指導的措置を受けたことがあることも、もちろん管理職同士では引き継がれてきていると、こちらも把握しておりますが、それについて、県教委として、もう一步踏み込んだ、管理職への目配りといいますか、「こういうことがあったから気を付けて」と言うだけではなく、「具体的にこういうところを注意してください」、「部活をしっかり見てください」といったことが継続的にできていたかと言われると、そこはできていなかったと思いますので、まさにそれは改善すべき点だと思います。

鶴田有司委員

その辺も、今回のことを振り返らなくてはならないわけですから、再発防止に向けての対応の一つとして是非、行っていただきたいことと、何よりも子供たちが大事ですので、子供たちのケア、それから今、休んでおられる方には、やはり戻ってきていただきたい思いは私もありますので、そういう方々へのケア、それから保護者へのケアも、しっかりと、

是非ともお願いします。

高橋武浩委員

先ほどから、事実関係や再発防止に向けて、いろいろと指摘されてきました。今回、先ほどの説明でもありましたように、過去に何回かあって、それを調査して対応してきた。でも結果的に今回、こういう事案になったため、当然、今後の指導者への研修や再発防止に向けては、かなり強化していかなければならないと思っています。

その中で、これまでの調査手法というか、調査内容、聞き取りなどいろんな中で、現役の生徒は当然ありますが、過去にいろんな情報が入ってきた時点で卒業生、OBからもどうであったかを聞きながら、対策を講じるべきであったかと思いますが、そういった調査手法を改善していく考えというか、今後の再発防止に向けた取り組み方針等がありますか。

高校教育課長

これまでも体罰の訴えや相談があったときには、基本的には、そのとき在籍する生徒たち一人一人に聞き取りを——基本的には対一の形で管理職と聞き取りをする形で実施してまいりました。そこでは声が出てこなかったわけですが、卒業生には、その後の動静を学校が全て把握しているわけではないこともあり、悉皆での調査、卒業生を追跡しての調査は非常に難しいと考えております。

一方で、今後の再発防止に向けてですが、検証の一つ、もう一步踏み込んだ調査としては、平成29年度から現在に至るまでの、管理職ではない一般の教職員に、当該教諭からの体罰にかかる生徒や保護者からの相談、情報提供がなかったかを、この後、改めて確認を県教委として行うことにしていますので、そこで適切な対応が取られていなかったのか、そして仮に取られていなかったとすれば、それはなぜかを把握することが、同じようなことを繰り返さない第一歩になると思っております、そこには真摯に取り組んでいきたいと思っております。

高橋武浩委員

先ほどの調査手法は、卒業生全員ではなく、その部の卒業生で、その当時の部員で、何人か連絡を取れるOBがいるようであれば、どうであったのか、ある程度情報を把握することができるということで提案したので、そういった部分も改善に繋がるようであれば、是非、取り入れてほしいのが一点です。

それから、これは雄物川高校だけでなく、他の学校の事例も含めてですが、これから指導する立場の人も、今回の事案を受けて、かなり注意されると思いますが、指導者などの体制づくりは、周りから注目されていますので、監督人事であったり、その辺はどのように担保されるのか、方針があれば教えていただければと思います。

教育長

今回の件が非常に重大であることを受けて、処分前ですが、10月31日に、望ましい部活動経営のあり方研修会を、緊急だったためオンラインで、各学校の運動部の中心となる先生や主任に、保健体育課で研修会を開いています。それを必ず学校内で必ず伝達させ、行った模様を報告として出させるということで、部活動のあり方、指導の仕方に関して、緊急的に学校に指導し、その報告を受けております。

先週の金曜日には全県の県立学校の校長会があり、私もこの直後でしたので、不祥事防止に関しては、いつもよりだいぶ細かく話しました。特にこういうケースに関しては、先ほど何回も出てますが、教育公務員としての自覚を促してはいるが、それが本当に個々の先生方に伝わっているのかということ——皆さん普通に聞いていますが、全員にちゃんとそういう部分に関して、校長は校長なりに、ただ単に

「不祥事やめましょう」ではなく、こういう部分はこうだと、しっかりと個々の先生方に伝わり、自分が自覚できるような、そういう伝え方をしていきたいと。それは各学校で違うでしょうが、そういう意識を持たせることと、もう一つは、先ほど申し上げたように、部活でもいろんな授業指導でも、オープンな場面で行っていきましょと。そして声を上げやすい環境を、教頭先生などが中心になって作っていかうと。生徒の声が先生に伝わり、先生の声が管理職に伝わると、そういったものが、こういった事案を未然に防いだりするようになるため、そういう環境を作っていくことに関して、是非、頑張りたいという話などを結構細かく話しました。

いずれ、学校を運営するのが校長、教頭ですので、頑張ってもらわなくてはなりません、我々、その時々に応じて、これからもいろいろな場面で声をかけたり話したりしながら、我々も時々見ながら、こういうことが二度と起きないように行っていきたいと思います。

高橋武浩委員

教育現場の信頼回復に向けて、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

島田薫委員

本日報道で出た、教員の薬物の件に関して質問したいのですが、よろしいですか。

これは、教員が薬物所持により9月に逮捕され、10月に起訴されている事案ですが、これは、どの時点で——つまり、そういう事実があった、例えば起訴されたことが、我々にどのタイミングで知らされるのか、まず一点。

もう一つは、今回、教員が薬物というのは、非常に県内では珍しい、今まで、なかなか記憶にない事案だと思いますが、やはり生徒への影響を考えてい

くと、教員への薬物を含むコンプライアンス研修がどのようにされているか、この二点について教えてください。

教育次長（久慈隆正）

まず、事案の把握については、当該の関係教育委員会から、逮捕された時点で聞いていますが、内容に関しては一切公表されずに、ずっとおりました。薬物だと分かったのは、起訴された10月の時点です。その時点でも本人の認否も含めてまだ分かっていないため、今に至ったという状態です。

あと、職員への薬物の研修ですが、先生だけへの薬物の研修は当然ありませんが、生徒への薬物防止の研修を各学校で行っている状態です。

島田薫委員

是非、今後も、薬物が全国的に広まりつつある状況において、そのあたりの——おっしゃるように生徒への研修も重要ですが、教員へのコンプライアンス研修、今回の体罰、暴言も当然ですが、薬物に関する研修も非常に力を入れていかなければいけない時代になってきたかと思います。この辺、教育長、何かお考えがあれば教えてください。

教育長

薬物や暴力など、これは教員以前の、人として間違ったことをしてはならないことであり、教育公務員は、そのさらに一歩上の倫理観を求められるため、あえて教員に、例えば「薬物駄目ですよ」という研修はあまり行っておりませんが、中にはいろんな教員もいるため、薬物に限らず、学校を離れた私的な時間であっても、しっかりと教育公務員としての自覚、それから、本当に人としてどうあるべきか、常に子供たちには見られている存在ですから、そういうことを考えさせることは大事ですので、それはいろんな機会に行っていきたいと思っております。

小原正晃委員

今の関連で、その教諭は担任などを持っていましたか。突然逮捕になり、いなくなって、それをどう子供たちに伝えて、子供たちの不安をどう払拭できるのかというステップも、今、まさに求められていると思います。12月の第一審が終わってから対応する話でなく、子供たちにしてみれば、その先生が急にいなくなって、授業を受けられない子供たちもいるわけでしょう。「なんであの先生いなくなった」という話になって、このように報道が出れば、「薬物でか、あの先生」とか、いろいろなるわけでしょう、明日以降。そうであれば、明日以降、きちんと対応していくということを、今、この場で話さなければ駄目ではないかと思いますが、そこはどうですか。

教育長

先ほど次長が話したとおり、逮捕、起訴の頃には、

情報は入っていました。ただ、全く何のことか分からない情報だったため、我々も、何の逮捕かも、さっぱり分からない状態だったのです。

ただ、そういう状況で、先生がいなくなることは分かりましたので、横手市教委でその辺は、多分何らかの理由をつけて、子供たちや学級に関しては、きちんと対応していると把握しております。よって、子供たちは多分不安だろうとは思いますが、不安が限りなく少なくなる対応を市教委はしていたのではないかと聞いております。

小原正晃委員

そこはやっぱり市教委ともしっかり連携しながら、子供たちのメンタルケアだったり、先ほどもありましたよね。どういう先生なのか、進路指導しているのか、担任なのか、そういったことは個人的なことだから分かりませんが、子どもたちからすれば、相談したり勉強を教えてもらったりしてる先生が急にいなくなって、しかも明日「薬物やっていた」という話になれば、傷つくのは目に見えているではないですか。そういったところをどうサポートしていくかも、県教委と市教委の両方に求められると思うため、是非ともそういったことのないように、これから、まず明日——多分、もう新聞やニュースを見て、そうなると思いますよ。そこを行ってほしいと伝えているのです。

教育長

今日も県教委と市教委で綿密に連絡して、例えば子供のケアとして、スクールカウンセラーを配置するなど含めて、十分に連携取りながら行っていますし、最終的には市教委なのでお願いするしかありませんが、県教委でできることがあれば何でも行いますし、情報がこちらに早く入れば当然お知らせして、何か確認することがあれば、お互い連携を取りながら行っていますので、そこはまず我々、行っているつもりではあります。

何よりも、残された子供たちに関しては、多分、今日の今日ですので、この後、もうニュースが入ってますので、子供たちもだいぶショックを受けるとは思いますが、そういった部分に関して、何とかケアしながら行っていきたい、連携しながら行っているところは行っているということで、お知らせします。

小原正晃委員

行っているとおっしゃられている、その行っている内容がいまいち分からなくて。連携しては行っている、情報交換はしているかもしれませんが、では実際、子供たちにどういうことを行うのか、今回の中学校の事例はどういうことを行うのが大事なので、是非ともそこをサポートするとか、ケアするとか、何か人員配置して心のケアをしていくなどを

具体的に行ってもらいたいのが一つ。

あわせて、ちょっと戻りますが、雄物川高校の話であれば、その第三者もできないから、やっぱり第三者がしっかりいて、直接、ちゃんと子供を大事にする、子供を主体的に置いた教育のあり方をしてもらいたいという願いで話しているのです。それについて答えをもらいたいです。

教育長

まず、具体的に、本当に子供たちのケアはこれからも行っていきたいと思います。今回の件は特に、かなりショックを受けていると思いますので、それは行っていきます。

あと、第三者的などころに関しては、なかなか我々ができないところではあります、一番大事かと思えます。子供たちが訴えやすい、声を上げやすい環境はそういうところだと思うので、そこに関しては、できる限り広く広報しながら、いろいろな声を拾えるようにしていきたいと思えます。

瓜生望委員

今、繰り返しになってしまうかもしれませんが、お願いがあります。

先ほど、副委員長も言いましたが、この事案に関しての報告、話せない部分もあるかもしれませんが、事実としての部分はお伝えしていただいてもいいのではないかと思います。雄物川の時も、久慈次長から朝の7時、8時前くらいに、お電話いただきました。「新聞に載ります」と報告いただきましたが、それが事実として、もう出ているようであれば、そうなる前にお話をしていただきたかったです。

よって、私たちには、もっと早く、情報の開示といえますか、言えるところまででもいいので、事実としての部分は今後、もっと早く伝えていただきたいと思えます。教育長いかがですか。

教育長

承知しました。

瓜生望委員

それから、今まで、安田教育長になる以前からもそうだと思いますが、こういう不祥事案件といえますか、教員の懲戒処分案件は、年に平均6件から7件くらい出ているかと思えます。

その都度、毎回——いろいろな事案はあります、確かに暴力だけではないですし、わいせつなど、いろんな事案がある中で、毎回、「再発防止に取り組んでいく」という説明をいただけてきましたが、やはり、なかなか、なくなっていない現状で、実際、今までも行っていただけてきたもの、そして今回、教育長からも、そのやり方等を学校側で考えること、もっとしっかり行っていこうというお声がけはいただけてはいますが、正直、これまでと同じような状況になってしまい、万が一、また同じような事案が

出てしまうのではないかと正直思うところもあります。

よって、これまでとは違った次元で、学校側で考える——学校の都合もあるし、学校それぞれ違うこともあるとは思いますが、やっぱり、教育委員会がもっと本気になって、その仕組みを作る必要があるのではないかと思います。「こういう仕組みで、こういう状況で行うので、皆さんこれで行いましょう」と、そういったものを教育委員会側が責任を持って、各学校、各市教委に伝えるべきではないかと思えますが、教育長、その辺のお考えをお願いします。

教育長

どういった仕組みができるかということがまず…。毎年のように、秋田県は少ない方ではありますが、こうやって起きているのを考えれば、何かしら不祥事が起きないようにバリッとした仕組みがあればいいのですが、これを行ったから起きないというものが、なかなか今までも見いだせず、それで毎年事案が発生するのだろうと。

いろんな事案があるたびに、それを何とか防ごうと、個々の対策は結構行っています。例えば、会計への不祥事が多かった頃には、それが出ないような仕組みは作っており、それ以来、少なくなってきました。かつて体罰や暴言等が多かったのですが、それを出さないように、声を上げやすいように、人権アンケートを始めたら、かなり減りました。そういう暴言があれば、子供が直接書いて先生に見られないように出せるため、減りました。それでも、こうやって抜ける事例があるため、次の段階でどういことができるかは、当然また考えていきますが、特効薬のような……。繰り返しになりますが、個々の教育公務員としての自覚を促していくのが、まず最後のところで、その自覚がなかったことや、あるいは交通事故であれば、注意しても起きることがありますし、色々なことがあるため、そこをどう防ぐか、これから我々もまた考えますが、もし何かいい案があればご指導いただければと思います。他県でうまくいっている事例があれば、それも調べてみたいと思えますが、他県も、なかなか苦労していることは、状況を見ていけば我々、よく分かります。いずれ、一段高いものは考えていきたいと思えます。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、教育委員会関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後2時30分 散会